(四)　不確知共有者が一定の期間内に(三)による公示に係る事項について異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなすものとした。(第二一条の四関係)

(五)　農林水産大臣は、共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、(三)による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとした。(第二一条の五関係)

二　農地法の一部改正関係

1　探索義務の内容の明確化

農業委員会が遊休農地の所有者等を確知することができない旨の公示を行うに当たっての農地の所有者等の探索については、その方法を政令で明確化するものとした。(第三二条関係)

2　都道府県知事の裁定により設定される農地中間管理権等の存続期間の延長

都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に設定される農地中間管理権等の存続期間を二〇年に延長するものとした。(第三九条関係)

3　底面がコンクリート等の農作物の栽培施設を農地に設置しても農地転用に該当しない旨の取扱い

(一)　農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であって周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを「農作物栽培高度化施設」として定めるものとした。(第四三条第二項関係)

(二)　農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用に該当しないものとし、農作物栽培高度化施設の用に供される農地については、農地法の規定を適用するものとした。(第四三条第一項関係)

(三)　農業委員会は、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われていない場合には、当該農作物栽培高度化施設の用に供される土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきことを勧告することができるものとした。(第四四条関係)

三　農業振興地域の整備に関する法律の一部改正関係

農作物栽培高度化施設の用に供するために農地をコンクリート等で覆う行為は、都道府県知事等の開発許可を要しないものとした。(第一五条の二関係)

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一六五号）（内閣府本府）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二八年法律第七六号）の施行期日は、平成三〇年一一月一五日とすることとした。

◇割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第六項の権利の実行のための営業保証金の還付の手続等を定める政令（政令第一六六号）（経済産業省）

1　割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第六項の権利の実行のための営業保証金の還付の手続等に関する事項

(一)　営業保証金の還付を受けようとする者は、法務省令・経済産業省令で定める様式による書面を供託所に提出することとした。(第一項関係)

(二)　供託所は、営業保証金を還付したときは、法務省令・経済産業省令で定める様式による書面二通を、経済産業局長に送付することとした。(第二項関係)

(三)　経済産業局長は、前項に規定する書面を受け取ったときは、当該書面のうちの一通を同項に規定する登録包括信用購入あっせん業者に送付することとした。(第三項関係)

2　施行期日

この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九九号）の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行することとした。

法　律

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十三号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第一条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十七条）」を「第四章　農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条）
第一節　農用地利用集積計画（第十八条―第二十一条）
第二節　農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例（第二十一条の二―第二十一条の五）
第三節　農用地利用改善事業の推進（第二十二条―第二十六条）
第四節　農用地利用改善事業の実施の促進等（第二十七条）」に改める。

第四条第一項第一号中「（耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「土地」の下に「（第一号に掲げる土地を除く。）」を加える。

第七条第三号中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

第十七条の見出しを削り、第四章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　農業経営基盤強化促進事業の実施

第十八条第二項第四号中「及びその支払の」を「並びにその支払の相手方及び」に、「及び決済の」を「並びに決済の相手方及び」に改め、同項第五号中「及び」を「並びに」に改め、「支払の」の下に「相手方及び」を加え、同条第三項第四号ただし書中「五年」を「二十年」に改め、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第二節　利用権の設定等の促進

第一款　農用地利用集積計画